

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり、本庄都市計画及び児玉都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画及び児玉都市計画利根川右岸流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

なし